



# 八代地域市町村 合併協議会だより

発行者：八代地域市町村合併協議会会長 中島隆利  
編集：八代地域市町村合併協議会事務局

平成16年10月1日 第23号

## 八代地域6市町村の人口

男 85,816人 (-3人)  
女 74,448人 (-15人)  
合計 148,266人 (-18人)  
世帯数 48,667戸 (+36戸)

平成16年1月31日現在(国勢調査資料)  
△：増加率

## やつしろ全国花火競技大会

とき 10月16日(土)午後6時~8時  
ところ 八代市球磨川河川敷(新萩原橋上流)



今年10月16日は、かつて全国花火競技大会が、八代市球磨川河川敷(新萩原橋上流)で開催された。この大会は、毎年10月16日に開催されている。今年も、この大会が開催される。この大会は、毎年10月16日に開催されている。今年も、この大会が開催される。

## 9月 協議会日誌

- 1日 第27回伊予電気協議会
- 3日 第12回国産農産物分科会
- 6日 第3回新市市章選定小委員会
- 7日 FMやつしろ「合併協議会だより」
- 8日 新市建設とスポーツ分科会この日議
- 第31回材料分科会
- 第13回民生分科会
- 第25回下水道分科会
- 第2回民生管理分科会
- 第21回水産分科会
- 第37回環境分科会
- 11日 第30回野事会
- 第24回国産分科会
- 12日 社会福祉協議会市協議会事務局長会議  
保健・介護・労働分科会分科会
- FMやつしろ「合併協議会だより」
- 14日 第25回協議会
- 第42回生業分科会
- 第2回国産物産分科会
- 15日 第41回建設分科会
- 第21回スポーツ分科会
- 第32回材料分科会
- 第33回行政分科会
- 第36回国土分科会
- 第5回国産分科会
- 第9回野事会
- 17日 第50回産物分科会
- 第22回国産分科会
- FMやつしろ「合併協議会だより」
- 21日 第40回野事会
- 第12回市議会議員協議会市議員懇談会
- 22日 第27回伊予電気協議会
- 第4回、子供と花と自然環境分科会この日議
- 27日 第5回建設企業懇談会、第26回国土分科会  
国産分科会、農工商との意見交換・懇談会
- FMやつしろ「合併協議会だより」
- 28日 第26回協議会

## ●合併に関する問い合わせは

八代地域市町村合併協議会事務局  
〒890-8955  
熊本県八代市西町184番地(八代市庁舎内)  
TEL 0969-33-3111(代)・0969-33-3229(直通)  
FAX 0969-33-3208  
Eメール info@shiro8.net 0969-33-3111  
URL http://www.shiro8.net

八代市西町 0969-33-4184  
新本村 0969-45-0211  
千丁町 0969-49-1101  
藤町 0969-52-1111  
東橋町 0969-49-2111  
泉野町 0969-47-2111

## 第2・3回(8月16日・9月6日) 市章選定小委員会開催



八月十六日(月)に開催された第二回小委員会では、八代市の文芸部公民館講堂に応募総数二千四百五十五点を上げ、八代らしきものが出ているか、将来の拠点都市にふさわしいデザインかなどの視点で審査を行いました。審査の結果、二百八十六点の審査を行い、六十七点まで絞り込み、さらにカラー版と白黒版で比較できるように全て白黒コピーして比較検討した結果、四十点までに絞り込まれました。

今後は専門家に委託して紙質や色味や企業との類似度などのチェックを行い、五点到り込んで、次回小委員会に提案される予定です。

九月六日(月)に千丁町校場で開催された第三回小委員会では、前回の小委員会では選ばれた作品以外から、専門家の視点で追加審査された五十六点を加えた二百八十六点の審査を行い、六十七点まで絞り込み、さらにカラー版と白黒版で比較できるように全て白黒コピーして比較検討した結果、四十点までに絞り込まれました。

## ◆選定作業スタート◆

第26・27・28回 合併協議会  
★9・10月2月2回開催  
期日 ●平成16年 9月28日(水)  
●平成16年10月12日(火)  
●平成16年10月26日(火)  
場 八代総合庁舎  
5階大会議室  
時間 午後1時30分  
※ 傍聴料は20程度で先着順となります。

エフエムやつしろ  
かっばFM76.5MHz

協議会だより放送中  
毎週火曜日 午後9時30分より  
再放送同日 午後0時50分頃



**合併後の新市のまちづくりを示す「新市建設計画」の素案について提案され、協議が行われました。**

協議の結果、「この提案については市町村議会や住民の関心の高い項目々もあるが、一旦持ち寄り、次回の協議会で協議されるのはいかがでしょうか。」

なお、素案の概要については、住民説明会や協議会では「トコロ」もあわせてお知らせいたします。

合併後の新市のまちづくりを示す「新市建設計画」の素案について提案され、協議が行われました。

協議の結果、「この提案については市町村議会や住民の関心の高い項目々もあるが、一旦持ち寄り、次回の協議会で協議されるのはいかがでしょうか。」

なお、素案の概要については、住民説明会や協議会では「トコロ」もあわせてお知らせいたします。

**新市建設計画の素案について**

協議会だより

**新市建設計画とは？**

●新市建設計画は、「市町村の合併の特例に関する法律（第3条第1項）」を根拠とし、合併関係市町村が合意した合併後の地域のビジョン（将来像・目標）を示すもので、合併後は、新市において計画に掲げられた各種の政策や事業を推進していくこととなります。

- ・計画の期間は、合併年度及びこれに続く10年度（平成17～27年度）です。
- ・この計画に盛り込まれた事業については、様々な国や県の財政支援措置が講じられることとなります。
- ・新市では、この新市建設計画を基礎として、新しい総合計画が策定されることとなります。

**●検討の流れ**

- ・平成15年1月にスタートした各市町村の地域ワーキングメンバーによる会議で出された意見を参考として、新市建設計画の素案がとりまとめられました。
- ・これから住民説明会、県との協議などの調整が図られたうえで、年内には新市建設計画として決定される予定です。
- ・住民説明会の開催  
新市建設計画素案の骨格となる「新市の基本方針」や、これに基づく「具体的な路線の方針」、「住民自治によるまちづくりの推進」、「財政計画」などの内容については、協議会だより（10月15日号）を発行し各世帯に配布するとともに、各市町村の住民説明会（10月中旬毎市新予定）で説明される予定です。

**■策定の流れ**

平成14年	5月	八代地城市町村合併検討協議会による「新市将来ビジョンの方向性」パンプ作成
	9月	8市町村による八代地城市町村合併協議会設置
	10月	策定方針の協議
15年	1月	地域ワーキング会議 地域白書発表大会 地域めぐりバスツアー
	12月	新市建設計画の素案の検討
16年	3月	6市町村による八代地城市町村合併協議会設置
	9月	計画(素案)の策定
	11月	計画(案)の策定

●住民説明会 ●関係機関との協議  
●協議会への提案・権限 ●県との協議・回答

**新市建設計画の策定**

17年1月以降・・・合併調印による新市建設計画の決定→国・県への計画書送付

**第24・25回合併協議会**

8月24日（火） 南本県八代総合庁舎  
9月14日（火）

**『地方税の取扱い』  
『新市建設計画素案』  
を提案**



▲協議会の模様

これを受けて複数の委員から、「固定資産税率については、市町村長会議の議論で難航のうえ決着した問題であり、その結果は住民や議会に浸透している」、「固定資産税率の確定事項は六市町村の枠組みの原状である」、「財政が厳しければその範囲内で一杯のサービスに知恵を絞るべき」、「町村は全てのサービスを落とすとは言っていない、撤廃緩和もずっと」と考えが述べられました。

提案の前に、委員から市議会での市長客士の「固定資産税率の再検討を」という新聞報道について、中務会長の高意を伺ったこと、質問があり、中務会長から「財源不足の中でサービス水準を下げられないのであれば、『負担とサービス』の議論の中で固定資産税率の見直しも議論すべきこと」と考えが述べられました。

**地方税の取扱いについて**

協議会だより

**第25回協議事項**

は言っていない」などの意見が出されました。

その一方、「公衆の考えに賛同できる。基金を繰り入れるような財政計画であれば、繰出削減を考えるべき」、「厳しい財政状況なので、負債担・低サービスもあり得る」との意見や、「あまりにも減収が大きい。理屈は均一課税だが、合併時に不均一」という意見は全く考えられないのか、このままでは次世代にツケを回すことになる」という意見も出されました。

地方税の取扱いは住民の関心が最も高い項目ということで、各市町村に持ち寄り、次回の協議会で協議されることになりました。

**地方税の取扱いについて**

- 一 個人市民税の税率は、現行のとおりとする。
- 二 法人市民税の税率は、  
（案）一 標準税率に「一」を乗じて  
算出税率とする。
- 三 法人均等割増、合併特別法第十一条第一項の規定を適用し、平成十七年度及び

- 一 八代市へは三年間は旧市町村の例に準じ平均一課税とする。
- 二 平成十七年八月からの標準税率「一」。
- 三 標準税率の標準は、「一」・六％とする。
- 四 「一」で、平成十七年度は平成十九年度までは「一」・四％とし、平成二十年以降は平成二十一年年度までは「一」・五％とする。
- 五 なお、社会経済情勢にかんじては、「一」・五％から「一」・六％に引き上げを検討し、協議後することあり得る。
- 六 税制調整の税率は、現行のとおりとする。
- 七 市営住宅の税率は、現行のとおりとする。
- 八 特別土田保有税は、現行のとおりとする。
- 九 八代市の例とする。
- 十 標準税率は、八代市の例とする。
- 十一 標準税率は、八代市の例とする。
- 十二 個人市民税・固定資産税・軽自動車税の納付期、平成十七年度から八代市の例とする。

合併により新市の周辺部にあたる旧町村にとっては、サービスの確保がめくえないばかりか、サービス水準の維持と地域自治という観点から「支所」はもとより「自治範囲」の権限やあり方等についての関心が高く、期待も大きいことから、次の3点について検討していただくよう要望します。

**1. 「自治範囲（八代地域分権社会システム）の取り扱いを明確にしたうえで、できたら管轄項目に加えていただきたい。**

合併後の新たな自治組織として「八代地域分権社会システム」が検討され、その中の適当機関として「地域審議会」が位置づけられているが、今回の提案内容は、審議会を設置についての提案であり、地域審議会を含めた新市における住民自治組織のあり方や取り扱いまで提案されたものではないと解する。

合併後の周辺町村にとっては、今後の支所の機能とともに自治組織等のあり方は重要な項目であり、その取り扱いを明確にするために住民自治組織のあり方等についてもぜひ確認しておいていただきたい。

**2. 合併により規模が大きくなることによって、小規模自治体の深刻な地域課題（過疎化や高齢化等）が平準化されてしまい、見過ごされてしまうことが懸念される。小さな地域の大きな地域課題に対処するために、特に「支所」と「地域審議会」との関係を明確にし、支所には一定の政策権限・権限を持たせていただきたい。**

合併後の周辺地域の地域振興やサービス提供については、住民が最も関心を寄せている点であり「支所」の権能や権限、財源等については、最大限に強化していただくために、支所長には、行政組織上の長と地域自治組織の長として決定権、発言力を持たせる意味で、合併後一定期間は「特別職」を配し、支所長の決裁権を強化していただきたい。

**3. それぞれの地域課題へ個別に対処するための財源やサービス水準の整備緩和のための財源とすべく「地域振興基金」の設置を検討していただきたい。**

①そもそも新市の共通基金として一定額(20%)を持ち寄ることには何ら異論はないが、合併時点で20%の基準以上に基金を有する(基金残高)場合には、その一部を各地域独自の振興策等の財源として別枠で持ち寄り、一定の期間(合併の年度とそれに続く数年)活用できるような「取り崩し型」の特定目的基金が創設できるよう検討していただきたい。(この基金は、効率的運用の観点から一本化し、本庁で一括管理し、各年度ごと、支所ごとに持ち寄り額に応じた配分枠を設ける方法でもよい。)

②設置した基金の運用等については、地域審議会に意見を求めたうえで、深刻な地域課題やその地域に係る個性あるまちづくり等の経費に充当できるものとし、配分を受けた予算要求枠と地域振興基金枠をもって、支所としての振興要求書を作成できるようにしていただきたい。

**第24回協議事項**

協議事項十二(一)号(審議会設置)

**地域審議会の設置について**

この提案については、坂本村が検討中で結論が出なかつたため、継続して議論する予定はないと見られていた。

**新市町村の協議状況**

【八代市(二十町二一統町)】

【東基村(一町村)】

提案しており「地域審議会設置」を承認

【安本村】

地域審議会の設置については、一応の理解を致すものの、配属した資料のとおり、一部提案内容について、追加・修正の要望をいただき、この内容について各市町村で検討して頂きたい。

**坂本村からの要望事項の説明**

坂本村から「地域審議会」の設置に関する要望事項について説明が行われました。

**「地域審議会」の設置に関する要望事項**

**坂本村**

地域審議会については、特に新市における組織機能としての位置づけから、その権限や権限等については、必ずと限界があり、合併後の地域課題に対処できるか不安であることから、特に次の点について検討いただくよう要望します。

**1. 地域審議会の「所掌事項」について、次の下着部分の追加・修正を検討願いたい。**



- 1 審議会は、当該区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。
  - (3) 新市の基本構想・各種計画の作成及び変更に関する事項
  - (4) 当該区域を単位とする地域振興のための基金の活用に関する事項
  - (5) 予算編成の際の事業等に関する事項
  - (6) 住民の行為等が制限される地域の指定に関する事項
  - (7) その他、市長が必要と認める事項
- 2 審議会は当該区域に係る次に掲げる事項について、市長または関係の機関に対し、必要に応じ意見を述べることができる。
  - (4) 公共施設の設置・管理運営等に関する事項
  - (5) 福祉・環境・消防等の対人的施策の実施状況に関する事項
  - (6) その他、審議会が必要と認める事項

**2. 市長は地域審議会から出された要望等については、最大限に尊重する旨を明記していただきたい。**

地域審議会の権限を強め、答申や意見を受ける側の市長としての責務を明確にするために



「市長は地域審議会から出された答申・意見等については、最大限に尊重するものとする。」  
という文言をあえて追加・挿入していただきたい。



### 第24回協議事項

協議第四十三号（継続協議）

#### 商工・観光関係事業の取扱いについて

泉村から、観光協会を統合されるのであれば、これまで泉村で働き上げたものが続けられるか心配な面もあるとのこと。観光協会の支所を作った欲しい。提案しており結構だが、今後内容を十分に検討しながら作業を進めて頂きたい。この要領が出され、協議の結果、提案どおり全会一致で確認されました。

協議第四十四号（継続協議）

#### 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

今回の協議会では、事務局から分科会・部会での再検討の協議経過を踏まえて、提案書に付帯意見を付けるという検討状況が報告されました。これを受け、坂本村からは、「選挙区割りについては提案どおりで結構だが、継続する町村の委員を上り確実確保するため、1選任委員の配分については、付帯意見よりも提案書本文に記載して欲しい」との要望がありました。

協議の結果、付帯意見とするか、提案書に追加するかについて、各市町村に持ち帰り、次回の協議会で再度協議されることになりました。



#### 分科会・部会での付帯意見の取扱い

事務局より協議の進捗について、分科会・部会での再検討の経過を踏まえて、提案書に付帯意見を付けるという検討状況が報告されました。これを受け、坂本村からは、「選挙区割りについては提案どおりで結構だが、継続する町村の委員を上り確実確保するため、1選任委員の配分については、付帯意見よりも提案書本文に記載して欲しい」との要望がありました。

#### 坂本村案

★協議第四十五号（新規協議）

#### 協議会提案分

協議第四十五号（新規協議）  
協議第四十六号（継続協議）  
協議第四十七号（継続協議）  
協議第四十八号（新規協議）

### 補助金とは？

●補助金とは、特定の事業、事業に対し、行政的立場から公益性があると認め、その事業事業の実施に資するため反対給付を求めることなく交付される金銭的給付です。

協議第四十五号（継続協議）

#### 各団体への補助金、交付金等の取扱いについて

協議会では、事務局から前回の協議会での協議の内容について、「補助金等を調整した結果を協議会に報告する」としていた説明を、「報告以外にも調整項目によっては協議も入り得る」との修正報告がありました。修正報告後、各市町村から持ち帰り協議の結果報告が行われました。協議では、「市町村単独の補助金かどうか不安である」、「調整結果をいかなる報告でも困る」、「補助金の項目と金額を示した資料を作成して欲しい」などの意見が出され、一旦市町村に持ち帰り、次回の協議会で再度協議されることになりました。

協議第四十六号（継続協議）

#### 下水道事業の取扱いについて

今回の協議会では坂本村から、「半化槽市町村整備推進事業の提案が行われたが、環境分科会で協議されている個人設置型合併処理浄化槽設置事業も併せて協議しなければ調整が図れないのではないか」との意見が出されたため、今回、環境健全対策事業の取扱いの項目で、「個人設置型合併処理浄化槽設置事業」について提案が行われ、併せて協議されました。

協議の結果、一旦市町村に持ち帰り、次回の協議会で再度協議されることになりました。

協議第四十七号（継続協議）

#### 施設関係事業の取扱いについて

協議会では泉村から、「公営住宅の取扱いについて不安があり検討中」との意見が出され、一旦市町村に持ち帰り、次回の協議会で再度協議されることになりました。

協議第四十八号（新規協議）

#### 使用料・手数料等の取扱いについて

この提案は、使用料、手数料等の取扱いについて、今後の調整の方針を定めるものです。特に、今後の条例等の整備及び予算編成作業を考慮して、施設分合の議決日（平成十七年一月の予定）までに各分科会において調整を行うこととされています。

また、調整後の結果報告については、補助金等の提案と同様の考え方で、「協議会が理由する」とを基本とする「とられ」、「各分科会や協議会に提案するもの」として位置付けているものについて、この提案の調整方針に沿った調整がなされ、本協議会に提案されるという考え方が示されました。

協議では、「住民に直接影響のある窓口手数料は、急いで協議して欲しい」との意見や、「調整が済んだものは、随時、協議文の報告・送達して欲しい」という方針が事務局から出されました。協議の結果、一旦市町村に持ち帰り、次回の協議会で再度協議されることになりました。

#### 使用料・手数料等の取扱い

#### 協議第四十八号

協議第四十九号（継続協議）  
協議第五十号（継続協議）  
協議第五十一号（継続協議）  
協議第五十二号（継続協議）  
協議第五十三号（継続協議）  
協議第五十四号（継続協議）  
協議第五十五号（継続協議）  
協議第五十六号（継続協議）  
協議第五十七号（継続協議）  
協議第五十八号（継続協議）  
協議第五十九号（継続協議）  
協議第六十号（継続協議）

使用料、手数料及び受給費の取扱いについて、事務局より協議の進捗について、分科会・部会での再検討の経過を踏まえて、提案書に付帯意見を付けるという検討状況が報告されました。これを受け、坂本村からは、「選挙区割りについては提案どおりで結構だが、継続する町村の委員を上り確実確保するため、1選任委員の配分については、付帯意見よりも提案書本文に記載して欲しい」との要望がありました。

協議第四十九号（新規提案）

環境保全対策事業の

取扱いについて

この提案は、現在六市町村で実施されている個人設置浄化槽設置整備事業・下水処理場事業・屋内汚濁・公立児童などの環境保全対策事業の取扱いについて協議されました。

協議では「屋内汚濁に用いる薬剤配布の廃止は、消毒を行う家庭が減り、環境面で問題が生じるのではなか」との意見が出され、「屋内汚濁は現在、希望する家庭のみで行われている」、「自治会等で実施される場合は薬剤の調製をする」などの説明が行われました。

協議の結果、一旦市町村に持ち帰り、次回協議会で再度協議されることになりました。



▲屋内消毒の様相

第24・25回協議事項

環境保全対策事業の取扱いについて

議題

「浄化槽に関する事業については、三 一本村の下水処理場事業に対する補助制度は、「市町村設置型」に移行するまでの間、現行のとおり市町村に引き継ぐべし。

四 屋内の消毒に用いる薬剤の配布は廃止すべし。市民による自主的薬剤配布は、八代市、一本村の例に準じ市町村に引き継ぐべし。排水処理場の公の施設における消毒については、八代市の例により市町村に引き継ぐべし。

五 公立福祉の経費用、管理費については、現行のとおり新市に引き継ぐべし。

六 一本村の浄化槽の補助制度は、「市町村設置型」に移行するまでの間、現行の補助制度を継続すべし。

協議第十七号（新規提案）

消防団の取扱いについて

八代地域六市町村は、消防組織法に基づき、それぞれ消防団を組織していますが、合併後の消防団の今後の取扱い方針について提案されました。

今回の提案は、六市町村の合併協議会で改めて内容を見直しでの再提案ということで、一旦市町村に持ち帰り、次回の協議会で協議されることになりました。



▲練習消防団

消防団の取扱いについて

議題

一 六市町村の消防団は、合併時に統合すべし。

二 六市町村の消防団の団員は、全市に引き継ぐべし。分団単位については平成十八年三月三十一日までで再編成し、平成十八年四月一日に新体制へ移行すべし。

三 消防防災設備（ポンプ・消防車等）及び施設（防火水槽等）については、新市において新たに要する消防防災整備計画に基づき、全額新市の負担により整備を行すべし。

なお、消防防災施設のうちポンプ・格納庫及び貯所については、基準額を定め、超過する額については受益地域の負担とする。

協議第五十一号（新規提案）

八代地域市町村合併の全体スケジュールの変更について

平成十七年一月 合併調印式

市町村議会 協議分合議決

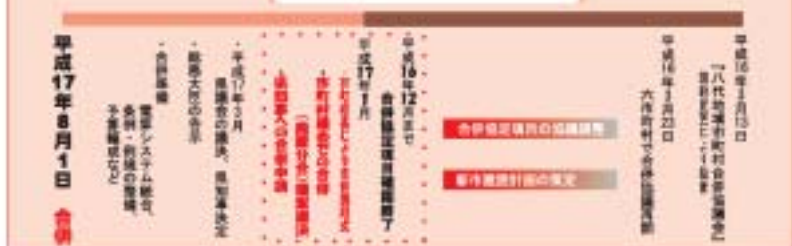
協議事項申請

市町村合併のスケジュールに関しては、四月開催の第十七回協議会で、六市町村での合併協議会がスタートし、合併期日が平成十七年八月一日へと確認されたことを受け、変更案が確認されました。

その後、協議会での合併協定項目の提案の状況や、新市建設計画の策定の遅れにより、合併協定項目全ての確認が、平成十六年十二月までずれ込む見込みとなりました。

このため、当初十二月に予定されていた合併調印式を来年一月に変更し、市町村議会での合併（協議分合）議案議決は当初の予定どおり一月を目途とするスケジュールが提案され確認されました。

市町村合併の全体スケジュール



◆合併浄化槽設置工事の様相◆





### 合併協定項目の協議状況

平成16年9月14日現在

合併協定項目	協議の状況	確認された主な内容
1 合併の方式	第16回確認	新設(対等)合併方式
2 合併の期日	第16回確認	平成17年8月1日
3 新市の名称	第16回確認	八代市
4 新市の事務所の位置	第16回確認	本庁は八代市役所とし、5町村の役場は支所とする
5 財産及び債務の取扱い	第20回確認	実行の進捗に即ぐ、基金は一先の本庁により持ち寄る
6 新市建設計画について		
① 協定方針について	第16回確認	住民生活や地域バランスに配慮した協定方針
② 効果について	第25回協議	
7 議会議員の定数及び任期の取扱い	第22回確認	法定定数34人で選挙区設置なし
8 選挙委員の定数及び任期の取扱い	第22回協議・継続	
9 一般職の職員の身分の取扱い	第18回確認	全て新市の職員として引継ぎ、定員適正化計画を策定する
10 地方債の取扱い	第25回協議	
11 地域協議会の設置について	第17回協議・継続	
12 特別職等の身分の取扱い	第16回確認	合併により失職する各町村長等の特別職の取扱い
13 行政区・行政事務機構の取扱い		
14 町・字の区域及び名称の取扱い	第17回確認	区域は原則として従前どおり、名称の取扱いは合併後に協議する
15 広域広域関係事業の取扱い	第20回確認	広域協会は毎月1日と15日の月2回発行
16 情報公開及び個人情報保護の取扱い	第16回確認	継続的な情報提供と市民の行政参加を推進する
17 電算システムの取扱い	第16回確認	合併時に統一する
18 業務、規程等の取扱い	第16回確認	同一のものは実行のとおりとし、類似のものは統一する
19 事務機構及び組織の取扱い	第17回確認	支所の機能は市民サービスの向上に配慮して調整する
20 一部事務組合等の取扱い		
① 八代広域三組合の取扱い	第23回確認	八代広域三組合は合併後も存続し、合併後にあり方を協議する
② その他の組合の取扱い	第25回協議	
21 公共施設等事業の取扱い	第18回確認	各団体の実態を尊重しながら統合に努める
22 使用料、手数料等の取扱い	第24回協議・継続	
23 各種団体への補助金、交付金等の取扱い	第23回協議・継続	
24 新市の発行の取扱い	第16回確認	「新市の言葉」選定作業中
25 消防団の取扱い	第25回協議	
26 消防団の関係の取扱い		
27 国民健康保険事業の取扱い		
28 各種福祉事業の取扱い		
29 介護保険事業の取扱い	第16回確認	保険料は18年度から統一、前回は12期とする
30 社会福祉協議会の取扱い	第16回確認	6町村の協議を統合に向けて調整する
31 人材育成に関する取扱い		
32 上水道(給水水道)事業の取扱い		
33 下水道事業の取扱い	第23回協議・継続	
34 市町村立学校の通学区域の取扱い	第21回確認	実行を基本として引継ぎ、新市で検討する
35 学校教育関係の取扱い	第23回確認	公立幼稚園・学校給食・育英奨学会の取扱い
36 社会教育関係の取扱い		
37 納税関係の取扱い		
38 友好姉妹都市・国際交流事業の取扱い	第16回確認	友好姉妹都市事業及び中国北海外との国際交流事業は引継ぐ
39 環境保全対策事業の取扱い	第24回協議・継続	
40 保健衛生の取扱い		
41 ごみ収集運搬事業の取扱い		
42 病院・診療所関係の取扱い	第18回確認	八代市の病院及び各町村の診療所は実行のまま新市に引継ぐ
43 農林水産関係事業の取扱い		
① 施設調査事業について	第16回確認	実行の事業計画のまま新市においても引き続き実施
44 商工・観光関係事業の取扱い	第24回確認	商工会連合・商工会は新市において統合、観光協会・物産振興協議会は各々合併までに統合の方向で調整
45 建設関係事業の取扱い	第23回協議・継続	
46 若者定住促進対策の取扱い	第16回確認	新市において統一して実施する
47 第三セクター等の取扱い	第16回確認	三セクは引継ぎ、土地開発公社は合併までに統合する
48 その他の事業の取扱い		

\*参考：48項目中 全て提案済：35項目(73%) 全て確認済：25項目(52%)

### 第25回協議事項

協議会第十四十二号(新協議案)

#### 一部事務組合等②

#### 取扱いについて(4)(5)(1)

一部事務組合等の取扱いについては、第二十二回協議会において、(一)として八代地域六市町村が参画している一部事務組合のうち住民生活に關わりが深い、八代広域行政事務組合、八代市生活環境事務組合、宮原町及び八代市中学校組合の三組合について協議し、確認されています。

今回の提案は、残りの八代市及び千丁町排水処理組合、熊本県市町村総合事務組合(電灯)職員退職手当組合、消防補償等組合、非常勤職員公務災害補償組合、交通災害共済組合、自営自営管理組合の五組合を平成十六年十月に統合予定、公営委員会(事務委託)の取扱い、事務委託及び共同設置されている八代市及び坂本村ほか六方町村との間の八代市立養護学校に就学する学齢児童及び生徒の教育事務委託の取扱い等についての提案がされました。

この提案については、一三市町村に持ち帰り、次回協議会で協議されることになりました。

#### 一部事務組合等③(4)(5)(1)(4)(6)

- 八代市及び千丁町排水処理組合については、合併の前日をもって解散し、その事務は新市(市)事務の「下水道」部へ継承する。
- 熊本県市町村総合事務組合については、合併の前日をもって当該組合から解散し、合併日に当該組合に加入するものとする。A.M.J. 当該組合の事務のうち、次の事務については、新P.L.I.S.A.継承するものとする。
  - 地方自治法第二十条第四項二項の規定による定額退職金に対する退職手当に関する事務
  - 地方公務員法第四十条第六項第六十九条及び第七十条の規定による退給の調整その他の非定期の退職に係る公務上の災害又は通勤による災害の賠償(労災)事務
  - 消防団等の公務災害補償及び退職調整金の支給並びに遺族貸付金の支給並びに遺族貸付金の支給
- 住民の交通災害共済に關する事務
- 坂本村、千丁町、龍町、東郷村及び東村が原本併に委託している公平差組合の事務については、合併の前日をもって規約を廃止し、その事務は新P.L.I.S.A.継承するものとする。
- 及の事務委託及び機関の共同設置については、合併の前日をもって規約を廃止し、その事務は新市に引き継ぐものとする。なお、合併関係市町村以外の町の事務については、関係町と協議し、合併までに調整するものとする。
- 八代市及び坂本村ほか六方町村との間の八代市立養護学校に就学する学齢児童及び生徒の教育事務
- 八代地域インターネット運用管理に係る事務
- 介護福祉協議会事務

#### ★今回提案の一部事務組合★

名称	共同処理する事務の概要	構成市町村
八代市及び千丁町排水処理組合	工場からの排水による被害の除去	八代市・千丁町
熊本市職員退職手当組合	地方自治法に基づく非常勤職員の退職手当の支給	5町村 (八代市を除く) 他県内5町村等
熊本消防補償等組合	消防団員の公務災害補償・退職補償金の支給等	
熊本非常勤職員公務災害共済組合	非常勤職員の公務災害にかかる補償に関する事務の処理	
熊本市町村交通災害共済組合	住民の交通災害見舞金の支給	
熊本市町村自治会管理組合	各市町村自治会館の設置、管理、運営	